

居宅介護支援事業所 管理者 様

大村市長寿介護課長
(公印省略)

特定事業所集中減算に係る届出の取扱いについて（通知）

平素から本市の介護保険行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、下記のとおり通知しますので、遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1 特定事業所集中減算について

特定事業所集中減算とは、毎年度2回、指定居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画について判定し、各サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）について、同一法人の事業所の割合が80%を超える場合に、全ての利用者に対して1月につき200単位を半年の間減算となる取扱いとなります。

2 判定期間、減算適用期間及び届出期限

指定居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象として、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援費の全てについて減算を適用します。

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	前年度3月1日から当年度8月31日まで	当年度10月1日から3月31日まで	9月15日
後期	当年度9月1日から当年度2月末日まで	次年度4月1日から9月30日まで	3月15日

3 対象サービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護

4 判定方法

各事業所において、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」といいます。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算します。

(具体的な計算方法)

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

○ 計算式

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数(実際に給付管理を行った計画数)

5 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については、当該書類を本市に提出してください。

なお、80%を超えなかった場合においても、当該書類を各事業所で5年間保存する必要があります。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所及び代表者名
- ④ 上記4の方法で計算した割合
- ⑤ 上記4の方法で計算した割合が80%を超えている場合であって、正当な理由がある場合については、その理由

6 正当な理由の範囲

上記5で判定した割合が80%を超える場合であって、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合は、当該理由を届出書に記載してください。

なお、本市が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用します。

正当な理由として考えられる理由については次のとおりですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して正当な理由に該当するかどうかを本市において個別に判断し、その結果を通知します。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

- ⑥ 複数の法人が運営する訪問介護サービス等事業所に関する適正な情報の提供を受けた利用者が自らの希望により、利用するサービスを選択したと認められる場合

(例) 選択可能な異なる法人が運営する複数の訪問介護サービス等事業所を比較検討できるよう、利用者に対して、当該事業所の一覧、パンフレット等を使用して十分説明を行い、利用者が自らの希望により利用するサービスを選択したことについて、文書で証明できるもの。

7 届出書類

- ① 様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書
- ② 様式2 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式
- ③ 様式3 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式
- ④ 正当な理由の確認資料(任意様式)

8 所定様式の掲載箇所(大村市公式ホームページ)

ホーム > 健康・福祉・子育て > 年金・保険 > 介護保険 > 介護サービス事業者に関する情報 > 居宅介護支援について

<https://www.city.omura.nagasaki.jp/choujukyuufu/kenko/nenkin/kaigohoken/service/kyotakukaigosienkankei.html>

9 正当な理由の確認資料

- ① 上記6の①から④までを正当な理由とする場合
不要

- ② 上記6の⑤を正当な理由とする場合
任意様式により以下の書類を提出してください。

- ・ 質が高い訪問介護サービス等事業所を利用したい旨の理由書
- ・ 地域ケア会議等から受けた支援内容についての意見・助言がわかる書類

- ③ 上記6の⑥を正当な理由とする場合

訪問介護サービス等事業所の選択に関する証明書(以下「証明書」とします。)

※当該証明書の取扱いについて

- ・ 判定期間内における利用者全員分の証明書の提出が必要となります。
- ・ 証明書とは、判定期間内に「新規に居宅サービス計画を作成した利用者」及び「居宅サービス計画を変更(※居宅サービス計画の変更の際し、訪問介護サービス等事業所を初めて位置付ける場合に限り、居宅サービス計画の変更の際し、同じ訪問介護サービス等事業所を継続して位置付ける場合を除く。)した利用者」全員に係る当該作成又は変更した時点のものとなります。
- ・ 当該作成又は変更した時点の証明書を前回までの届出で既に本市へ提出している場合は、以降の届出に際し証明書の提出を省略することができます。

10 留意事項

- ① 上記6の⑥を正当な理由とする場合においては、証明書を提出してください。なお、別葉を用いる場合は、当該証明書の記載項目を記載してください。
- ② 「様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」中における「正当な理由有として除外する件数」の欄には、質が高い訪問介護サービス等事業所を利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、かつ、地域ケア会議等で支援内容についての意見・助言を受けている居宅サービス計画の件数のみを記載することができます。

11 その他

届出書類について、虚偽の記載や報告等の不正があった場合には、介護保険法その他の法令の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等を行う場合があります。

大村市福祉保健部長寿介護課 給付グループ 担当：後田 TEL 0957-20-7301
